

新型コロナウイルスの対応について（第 26 報）

2021 年 4 月 26 日

東京地区への緊急事態宣言発出について

政府は 4 月 25 日から 5 月 11 日の期間において、東京、大阪、兵庫および、京都の 4 都府県へ緊急事態宣言を発出することを 4 月 23 日に決定しました。

当社は、今回の決定により東京地区が対象となりますが、これまでと同様に下記の新型コロナウイルス対策を継続します。

仙台支店、東京地区および、名古屋本社において、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を下記の期間実施しています。

- ・仙台支店 4 月 5 日から 5 月 5 日
- ・東京地区 4 月 12 日から 5 月 11 日
- ・名古屋本社 4 月 20 日から 5 月 11 日

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。